

2024年1月22日

### 無担保・無保証人制度「アドバンス3000」の改正について

島根県信用保証協会(会長 藤原 孝行)では、これまでもご利用いただいている標記制度について、更に魅力ある保証制度とするための改正を下記のとおり実施いたします。

#### 記

#### 1. 制度改正の目的

コロナ禍で増大した債務の返済負担、エネルギー・原材料価格の高騰等による収益圧迫で厳しい経営状況にある中小企業者の資金繰りをお支えするとともに、必要資金を迅速かつ円滑に供給することにより、中小企業者の経営基盤の安定化に資することを目的としております。

また、国等が求める経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みにも積極的に対応していくものです。

#### 2. 制度特長

一定の財務要件に合致すればご利用可能でアフターコロナにおける中小企業者の資金繰りも支援します。

- ・ 融資限度額3,000万円
- ・ 最大3年期日一括返済
- ・ 経営者保証不要

## 3. 制度概要

(2024年2月1日時点)

	現行	改正後
対象者	中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の条件を全て満たす事業者。 <ol style="list-style-type: none"><li>島根県内に住所または事業所を有する法人または個人事業主で、3年以上引き続き同一事業(保証対象業種)を営んでいる先</li><li>貸借対照表および損益計算書を作成している先</li><li>許認可を必要とする業種は、許認可を取得している先</li><li>手形交換所において取引停止処分、不渡処分を受けていない先</li><li>既存貸出金に延滞がない先</li><li>求償権関係者(代表者含む。)でない先</li><li>直前期の決算書におけるCRDスコアリングによる料率カテゴリが④区分から⑨区分の先</li></ol>	中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の条件を全て満たす事業者。 <ol style="list-style-type: none"><li>島根県内に住所または事業所を有する法人または個人事業主で、同一事業(保証対象業種)を<b>1年以上</b>営んでいる先</li><li>貸借対照表および損益計算書を作成している先</li><li>許認可を必要とする業種は、許認可を取得している先</li><li><b>電子交換所</b>において取引停止処分、不渡処分を受けていない先</li><li>既存貸出金に延滞がない先</li><li>求償権関係者(代表者含む。)でない先</li><li>直前期の決算書におけるCRDスコアリングによる料率カテゴリが④区分から⑨区分の先</li></ol>
融資限度額	30,000千円	30,000千円 <b>※運転資金・設備資金を合わせて月商の3ヶ月分の範囲内とする。但し、本制度を同額以下で借換える場合は除く。</b>
資金用途	事業資金(運転資金および設備資金)	
保証割合	責任共有対象(80%保証) ※セーフティネット保証1~4、6号に該当すれば対象外(100%保証)、創業関連(51特例)は利用不可。	
融資期間	12ヶ月以内	<b>36ヶ月以内</b>
貸付方法	手形貸付、証書貸付	
返済方法	期日一括	
連帯保証人	不要(法人における代表者の保証人参加も不要)	
担保	不 要	
貸付利率	金融機関所定利率	<b>固定金利 2.50%以下</b>
信用保証料率	年 0.45~1.35%(責任共有対象外の場合、年 0.50~0.91%)	

※制度ご利用に関しては、金融機関及び当協会所定の審査がございます。

4. 改正日

2024年2月1日当協会受付分より

以上

<本件に関するお問い合わせ>

島根県信用保証協会

総務部 総務課

田中・深田

TEL:0852-21-0561 FAX:0852-22-2207

E-mail: [shinpo@shimane-cgc.or.jp](mailto:shinpo@shimane-cgc.or.jp)